

環境省告示第十五号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第二十六条第一項第一号二の規定に基づき、特定廃棄物の埋立処分の場所に係る外周仕切設備の要件を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十五年二月二十八日

環境大臣 石原 伸晃

特定廃棄物の埋立処分の場所に係る外周仕切設備の要件

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（以下「規則」という。）第二十六条第一項第一号二の環境大臣が定める要件は、次のとおりとする。

- 一 日本工業規格 A—1—08（コンクリートの圧縮強度試験方法）により測定した一軸圧縮強度が一平方ミリメートルにつき二十五ニュートン以上で、水密性を有する鉄筋コンクリートで造られ、かつ、その厚さが三十五センチメートル以上であること又はこれと同等以上の遮断の効力を有すること。

- 二 自重、土圧、水圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること。

- 三 埋め立てた特定廃棄物（規則第二十六条第一項に規定する特定廃棄物をいう。）と接する面が遮水の効力及び腐食防止の効力を有する材料で十分に覆われていること。
- 四 地表水、地下水及び土壌の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。
- 五 目視等により損壊の有無を点検できる構造であること。ただし、長期的に安全を確保するために必要な措置を講じた場合には、この限りではない。
- 六 その他放射線障害防止のために必要な放射線の遮蔽の効力を有すること。